

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

◇協力会社及び資機材取引業者間において、電子請求書取引を行うことで、時間とコストを掛けて行われている商行為の業務改善を行い、効率化による生産性向上と働き方改革、そしてペーパーレスによる環境配慮を実現する。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

◇一般社団法人日本建設業連合会の定める「中小受託取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画」を踏まえ適正取引を実行する。

3. その他（任意記載）

企業行動規範について

企業活動のグローバル化、利害関係者（ステークホルダー）の多様化など、社会情勢・経済環境の変化に対応するため、「経営理念」を社会的使命とし、その後一層、企業に対するグローバルな課題への取り組みが重要視され、益々企業が果たすべく社会的責任がさらに重要性が増してきており、法令遵守の徹底を図り、当社の企業活動を円滑に遂行させ、経営理念である「信頼される企業・信頼できる会社」であることに万全を期していきます。

◇協力業者との関係

協力業者とは安定的な取引関係を構築し、共存共栄を図る。

- 1 協力業者の選定については、企業理念に照らして客観的に妥当と判断される基準によって行う。
- 2 役割や責任範囲を明確にし、適正な協力体制を構築する。
- 3 協力業者とは対等かつ適正な取引を行い、架空発注や金額・数量の仮装等の不正な

取引は行わない。

4 取引に関しては、個人的金銭・物品等を受領する等の私利を追求しない。

2026年1月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

西村建設株式会社

企 業 名

代表取締役社長 鵜飼 篤

役職・氏名（代表権を有する者）